

| 新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号） | | 旧 | |
|--|---|--|---|
| <p>（醸造酢の規格）</p> <p>第3条 醸造酢の規格は、次のとおりとする。</p> | | <p>（醸造酢の規格）</p> <p>第3条 醸造酢の規格は、次のとおりとする。</p> | |
| 区 分 | 基 準 | 区 分 | 基 準 |
| （略） | | （略） | |
| <p>無塩可溶性固形分（ 原材料として1種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又は蜂蜜のみを使用した製品及び米黒酢並びに業務用の製品であって砂糖類、アミノ酸液及び<u>添加物</u>を使用していないものを除く。）</p> | <p>1 穀物酢 1.3%以上8.0%以下（米酢にあつては、1.5%以上8.0%以下。ただし、砂糖類、アミノ酸液及び<u>添加物</u>を使用していない米酢にあつては、1.5%以上9.8%以下）であること。 2～4 （略）</p> | <p>無塩可溶性固形分（ 原材料として1種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又は蜂蜜のみを使用した製品及び米黒酢並びに業務用の製品であつて砂糖類、アミノ酸液及び<u>食品添加物</u>を使用していないものを除く。）</p> | <p>1 穀物酢 1.3%以上8.0%以下（米酢にあつては、1.5%以上8.0%以下。ただし、砂糖類、アミノ酸液及び<u>食品添加物</u>を使用していない米酢にあつては、1.5%以上9.8%以下）であること。 2～4 （略）</p> |
| （略） | | （略） | |
| 原 材 料 | （略） | 原 材 料 | （略） |
| 添 加 物 | （略） | 添 加 物 | （略） |
| （略） | | （略） | |
| 表示事項、表示の方法及び表示の方式等（業務用の製品に限る。） | <p><u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、内容物の酸度について、小数第1位までの数値により、パーセントの単位で単位を明記して、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に記載してあること。</u></p> | 表示事項（業務用の製品に限る。） | <p>内容物の酸度について、小数第1位までの数値により、パーセントの単位で単位を明記して、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に記載してあること。</p> |